

禁煙サポート補助規程

(目的)

第1条 この規程は、カゴメ健康保険組合（以下「組合」という）の喫煙習慣のある被保険者が禁煙にチャレンジすることを支援し、自身の健康を守ることと非喫煙者に対する受動喫煙を防止することを目的とする。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

(対象者)

第2条 被保険者(喫煙者)で第3条(対象禁煙プログラム)のいずれかを実行した者

(対象禁煙プログラム)

第3条 次の禁煙プログラムを補助対象とする。

- (1)自立コース(喫煙補助剤、医師とのかかわりがなく、本人の意志で禁煙実施)
- (2)禁煙補助剤コース(禁煙パッチ・ガムを購入し自力での禁煙)
- (3)禁煙外来(保険適用の治療)
- (4)遠隔禁煙プログラム(保険適用外も含む)
- (5)その他組合が認める禁煙プログラム

(実施要領)

第4条 前条のいずれか1つの禁煙プログラムを選択する。

- (1)禁煙プログラム費用は全額、母体企業(カゴメ株)とカゴメ健康保険組合が負担する。
- (2)禁煙できなかった場合でも補助の対象とする。
- (3)自立コースを選択した禁煙挑戦者で禁煙成功した者及び各コースの禁煙をサポートするサポーター(挑戦者1名につきサポーター1名)には、禁煙を達成した場合ペップアップのポイントを付与する。

(申請手続き)

第5条 エントリーシートに必要事項を記入し提出すること。

附則 この規程は、令和5年3月1日より施行する。